

平成20年度公明党葛飾総支部基本政策

はじめに

先の参議院選挙で示された大きな民意は、改革路線は継続するが、改革を急ぐ余り、そこから取り残された人たちや地域に対するセーフティネットを含む対応が十分ではなかったということと認識しています。まずはこのことを率直に反省し、負担増・格差の緩和など国民生活に重きを置いた政策を実現してまいります。

葛飾総支部は、これまで推し進めてきた改革の成果を踏まえ、生活者の視点に根ざした政策として掲げ「基本政策」(案)としてまとめました。

1. 安全・安心のまちづくり
2. 教育改革の推進
3. 自然をいかす循環型社会づくり
4. 格差社会に対応した社会保障の再構築
5. 次世代支援を充実させ、子どもたちが健やかに育つ環境を整備
6. 活力と魅力ある都市基盤整備を推進
7. 日本をリードする地域・経済活力の発展
8. 無駄ゼロ作戦で行革推進

この8つの柱に沿って、以下の政策の実現をめざします。

1. 安全・安心のまちづくり

首都直下地震への不安、温暖化の影響とみられる都市型集中豪雨被害、振り込め詐欺など巧妙な手口の犯罪被害の拡大、子どもや女性を狙った犯罪の多発などを背景に、安心して暮らせるまちづくりへの要望は一段と高まっています。

生命・財産・暮らしの安全に対する施策がきめ細かに講じられてこそ、安心が広がります。その実現へ災害・犯罪対策をはじめ、住宅、医療など区民生活に密接に関連する課題解決に全力で取り組み、安全・安心のまちづくりを強力に進めます。

(1) 災害に負けない街を構築します

- ① 住宅の耐震診断・改修に対する助成制度の対象を拡大します
- ② 木造住宅密集地域の耐震化・不燃化を促進します
- ③ 学校・病院・橋梁など、すべての公共施設の早期耐震化を実現します
- ④ 下水道光ファイバーを活用した水位情報など、インターネットでの雨水情報を組み合わせた集中豪雨情報システムのメール配信等の推進を図ります
- ⑤ 河川における危険個所の改修・液状化対策を進めます
- ⑥ 老朽下水道の改修および雨水処理能力の向上を図ります
- ⑦ ハザードマップの河川ごとの作成を進め、救命ボートの配備や排水場の洪水発生時でも稼働できる施設改善などに努め、河川および高潮等の水害対策を充実します。
- ⑧ 帰宅困難者にも分かる防災施設案内標識の設置を図ります
- ⑨ 防災行政無線のデジタル化を進めます
- ⑩ 安否確認のための情報基盤整備の充実を図ります
- ⑪ 防災機能を備えた防災公園や防災活動拠点を増設します
- ⑫ 心身障害者や高齢者の避難場所を確保するとともに、避難手段を確立します
- ⑬ 災害時における支援ボランティア受け入れ時の活動マニュアルづくりを進めます
- ⑭ 緊急通信・輸送など災害時に対応できる機能の整備を図ります
- ⑮ 災害時に援護が必要な要援護者の救援体制の構築を強化します
- ⑯ 災害医療拠点を整備充実します
- ⑰ 震災後の復興計画の策定をはかります

(2) 犯罪を許さない安心のまちづくりを進めます

- ① プライバシーへの法的整備を図り、街路灯の照度アップ事業を推進するとともに、スーパー防犯灯や防犯カメラの設置に補助するなど、防犯対策を更に進めます
- ② 警察官によるパトロールのほか、地域住民を主体としたパトロー

ルの強化を支援します

- ③ 地域・行政の連携で学校の安全対策を確保します
- ④ 児童・生徒の安全確保へ地域の防犯力を高める支援策を拡充します
- ⑤ 振り込め詐欺、ハイテク犯罪の追放と被害防止に向け、啓発事業を強化します
- ⑥ ストーカー、痴漢、通り魔などの犯罪に対応してすばやい警察の対応を求めるとともに、情報の提供システムの充実を図ります
- ⑦ ドメスティック・バイオレンスを防止する施策を強化します

(3) 消費生活など区民の暮らしを守ります

- ① 消費生活に関する条例の活用で区民の生活を守ります
- ② 食の安全を確保するため、食育推進計画の円滑な推進を図ります
- ③ カラスの巣の撤去などカラス対策の充実を図ります

2. 教育改革の推進

子どもたちは未来を託す大切な人材です。学校が子どもの人間性と社会性を育む場として、その役割を十二分に果たすためには、教育カリキュラム、指導体制そして学習環境などの改革が必要です。とりわけ、緊急課題となっている「学校の安全」「不登校・いじめ・心の問題」などの解決には学校現場だけでなく家庭、地域、行政機関などとの連携が不可欠です。また、児童・生徒の学力の向上、学習遅れへの対応、さらに国際性・社会性を培う新たな視点の教育も求められています。

一方、多発する少年犯罪の根底に潜む子どもの未熟な心、いびつな心のあり様は、日本の教育のひずみを現しているともいえます。こうした深刻な課題を解決し、わが国だけでなく世界に貢献しうる人材をどれだけ輩出できるか、そのカギが人間に視点を据えた今後の教育改革にかかっています。なお、葛飾区においては、現在取り組んでいる教育振興ビジョンの推進に努めています。

(1) 義務教育の制度改革による新たな形態の教育を進めます

- ① 「認定こども園」など幼稚園と保育所の垣根をなくした幼保一元化教育を推進します
- ② 幼小連携教育、小中一貫、中高一貫教育を効果的に推進します
- ③ 学校の積極的な情報公開と選択制の促進を図ります
- ④ 中学生の産業教育・職業体験の充実を図ります
- ⑤ 中学・高校にキャリアカウンセラーの配置を推進します
- ⑥ 学校教育の評議員制度を充実します

(2) 一人ひとりの学力に応じた基礎学力の向上、教育指導内容の充実、豊かな人間性の育成に力を注ぎます

- ① 35人を超える学級については、教科別少人数指導やチームティーチング対応教員による指導の充実を図ります
- ② 学力に応じた習熟度別指導を推進します
- ③ 放課後及び土曜日に補習授業を展開します
- ④ 不登校・引きこもり児童・生徒へのカウンセリング、学習支援を強化します
- ⑤ 葛飾学習チャレンジ教室を充実します

(3) 国際性、社会性、職業選択力などを培う学習内容に力を入れます

- ① 小学校では英語授業を、中学校では英会話を重視した指導内容を推進します
- ② 総合的学習や生活科などの時間を利用し、職業的な体験や知識、社会保障、法律、ボランティア教育などの充実を図ります
- ③ パソコンやインターネットを活用した学習方法を適切に指導するとともに、情報化社会に対応した教育を推進します
- ④ 図書標準の早期達成をはかり学校図書館機能の充実と読書力の強化を推進します
- ⑤ 中央図書館の建設を促進します
- ⑥ 立石図書館の改築を進めます
- ⑦ 郷土と天文の博物館の内容の充実を図ります

(4) 障害児などハンディのある子どもの教育支援を充実させます

- ① 特別支援教育の確実な推進のために、支援員・介助員確保のための財政支援を充実させます
- ② 一人ひとりの障害状況に合わせた適切な教育体制とLD・ADHDなど発達障害にも配慮した教育環境の充実を図ります
- ③ 幼児段階での障害の早期発見がより可能な支援の充実を図ります
- ④ 教員の専門性の向上を図るとともに、特別支援教育に関する現場教師への研修を充実させます
- ⑤ 障害をもつ子どもの就学前支援の充実を図ります
- ⑥ 養護学校の葛飾区内への新設を図ります
- ⑦ 障害児の放課後健全育成事業への受け入れ体制を整備します

(5) 不登校・いじめ・暴力など心の問題を解決するため、生活相談、学習支援などを充実させます

- ① スクールカウンセラーの小学校への派遣回数を増やします
- ② 出席扱いとする教師派遣指導や、パソコンを活用した在宅学習支援を促進します
- ③ 適応指導教室の充実だけでなく、不登校生などを対象にしたフリースクールの設置を支援します
- ④ 学校現場、児童相談所・教育相談所などの連携を円滑にするため、スクールソーシャルワーカー制度を拡充します
- ⑤ 家庭の教育力向上に向けた総合的な施策を推進します

(6) 安全で快適な学習の場と健康に配慮した環境づくりを促進します

- ① 老朽化した学校施設の改築や大規模改修を促進するとともに、校舎や体育館の耐震補強工事を早期に完了させます
- ② 学校内施設や設備の不良不備による事故をなくします
- ③ 校庭の芝生化、学校施設の屋上緑化・壁面緑化を推進します
- ④ 児童・生徒を犯罪から守るために学校施設内の防犯体制を強化します
- ⑤ 大規模改修工事や建て替え時には太陽光発電設備を設置します
- ⑥ 防火シャッターの安全性を確保します
- ⑦ 学校給食については、栄養に配慮したおいしい給食を提供します
- ⑧ 特色ある学校づくりに力を入れます
- ⑨ 今後の学校の建て替えにあたっては、地域に開かれた学校づくり、生涯学習社会に適合した学校づくり、時代の要請に応えられる学校づくりが求められており、そのための検討を行います

(7) 私学などへの入学金や授業料などの資金確保支援を強化します

- ① 私立高校（専修・専門学校含む）の入学・就学資金の増額をめざします
- ② 大学などの入学金を本人責任で借りられる信用保証の制度の創設をめざします
- ③ 奨学金の入学資金・就学資金制度の拡充をめざします
- ④ 私立幼稚園の保護者負担の軽減を図ります

(8) 生涯学習、文化芸術などの振興を図ります

- ① 小・中学校での日本伝統文化伝承のため予算を増額します
- ② 文化芸術の向上に寄与する団体の保護育成と、伝統ある無形文化財や伝統工芸などへの支援を強化します

3.自然をいかす循環型社会づくり

地球温暖化の影響とみられる異常気象や、東京都心部などで見られるヒートアイランド現象などは、温暖化物質の大量排出、エネルギーの大量消費を続ける人間活動への警告ともいえます。持続可能な循環型社会をつくるために、ゴミの発生の抑制、緑と水のネットワーク形成、ヒートアイランド対策の推進など、都市環境を快適空間とするための取り組みを進めていきます。

(1) 豊かな自然環境の保全をめざします

- ① 水辺環境を積極的に保全するとともに、「ビオトープ事業」の推進と親水空間を拡大・創出します
- ② 「緑とオープンスペース基本計画」を推進します
- ③ 西水元公園を中心とした水辺の回遊性計画を推進します

④ 桜つつみモデル事業を拡充します

(2) 積極的に公園などオープンスペースを確保します

- ① 工場跡地などに生じたオープンスペースを、街区公園ともいうべき、一街区丸ごと境界に柵を設けない公園やすべての年代層のニーズに応えられる公園(広場)として整備を進めます
- ② 子供の夢を育てるような遊具や配置に工夫した、児童公園づくりを進めます
- ③ 交通公園、親水公園、高齢者が利用しやすい健康器具を配した公園、バーベキュー広場のある公園、ケージやネットなどを設置したボール遊びもできる公園、ひまわり公園、葵公園など、特色ある公園づくりを進めます
- ④ 水元公園を含む区部北部地域の活性化プランの策定を図ります
- ⑤ ドッグラン(犬の広場)を整備します
- ⑥ 区民の利用が多い公園への駐車場の整備をはかります
- ⑦ 区民の記念樹を植樹できる公園づくりを進めます

(3) ヒートアイランド対策を強化します

- ① 仮称・東京「風の道」構想で、ヒートアイランド現象の軽減をめざします
- ② 屋上、壁面緑化を進めます

(4) 環境負荷を軽減します

- ① ごみ減量の徹底と「リサイクル型都市」のリサイクルモデル事業を進めます
- ② 平成20年4月からはじまるごみの新たな分別方法の円滑な実施をはかります
- ③ 「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」を実効性あるものにします
- ④ エコアクション21の取得をめざす企業への支援をはかります
- ⑤ 区役所庁舎を活用した環境への意識を高める施策を推進します

4. 格差社会に対応した社会保障の再構築

少子高齢社会の進行は、人口の減少と高齢化という段階に入ってきました。医療、年金、介護の社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとするためには国だけでなく、地方自治体としてもキメ細かな対応が求められています。

また、生活保護基準すれすれの世帯が実質的に最も負担が重いことに目を向け、可処分所得が生活保護世帯の可処分所得を下回らないようにしなければなりません。さらに、人生の再チャレンジに意欲をもてる社会の仕組みを構築していくためにも、社会保障制度に公明党ならではの「やさしさ」の視点を反映させていきます。

(1) 高齢者の生きがい対策の充実をめざすとともに介護保険制度の充実と高齢者の介護予防施策を推進します。

- ① 小規模・多機能型居住介護サービス、夜間対応型訪問介護サービスの充実や介護予防・地域ケア体制を整備します
- ② 介護サービスを支える人材の養成・確保や雇用・労働環境の改善を進めます
- ③ 本人や家族の意思で施設入居や在宅を選択できる老人保健施設、特別養護老人ホームの計画的な整備を進めます
- ④ 認知症高齢者向け通所介護施設とケアサービスの充実を図ります
- ⑤ 緊急通報システムの拡充と、筋トレをはじめとするリハビリテーション事業、訪問診療・看護・歯科診療の充実を図ります
- ⑥ 高齢者の介護予防・自立支援のため、介護予防拠点の整備と予防サービスの充実を推進します
- ⑦ 短期入所生活介護（ショートステイ）の整備を進めます
- ⑧ 在宅24時間あんしん提供体制システムを導入します
- ⑨ ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク事業を拡充します
- ⑩ 高齢者の健康づくり・介護予防の専門家スタッフを育成するとともに、介護保険サービスでの介護福祉士や理学療法士などの充実を図ります
- ⑪ 療養病床の再編成にあたり、医療的対応も可能な「受け皿」としての老人保健施設づくりを進めます
- ⑫ 元気高齢者の就労対策の強化、社会参加の推進、各種サークル活動の支援を促進します

(2) 健康づくりと安心できる医療体制を確立します

- ① 保健所の建替えを進めます
- ② 75歳以上の後期高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」については介護との適切な連携を持たせた制度にします
- ③ ストレス患者に対する相談体制を充実させます
- ④ アトピー性皮膚炎や花粉症などの免疫アレルギー疾患対策を強化します
- ⑤ 女性専用（専門）外来や思春期外来を拡充するとともに、女性専門相談事業を充実します
- ⑥ エイズや結核など、感染症の検診・予防・研究体制を強化します
- ⑦ 高次脳機能障害や難病の治療法と生活支援を充実させます
- ⑧ 脳脊髄液減少症対策を強化します
- ⑨ 20歳代、30歳代の健康診断の充実、35歳以上5年ごとの節目健診をめざします。また、高齢者の節目健診もめざします
- ⑩ がん、心疾患、脳卒中などのいわゆる「生活習慣病」に対して重点的な対策を講じます
- ⑪ 自動対外式除細動器（AED）の導入の拡大を促進するとともに、貸し出し事業も実施します

(3) 障害をもつ人にやさしい社会をつくります

- ① 障害者への就労機会を拡充し、より一層の自立を促進します
- ② 障害者の自主生産品の販売所の整備への支援を行い工賃アップをはかります
- ③ ユニバーサルデザインのまちづくりを促進します
- ④ 知的障害者や重度障害者の卒業後対策・保護者なき後対策を充実させます
- ⑤ 精神障害者の医療ケア・カウンセリングの充実や、生活活動支援施設の拡充を促進します
- ⑥ 精神障害者就労施設の整備を促進します
- ⑦ 乳幼児をかかえる保護者への講習会を実施します
- ⑧ 地域福祉障害者センター事業の充実を図ります
- ⑨ 障害者授産施設の法内化を進めます
- ⑩ 障害程度区分認定が適正に行われよう取り組みます
- ⑪ 障害者施策推進計画を策定します
- ⑫ 重度身体障害者に対する移動支援の充実を図ります

5. 次世代支援を充実させ、子どもたちが健やかに育つ環境を整備

少子化が進む中、子どもたちが健やかに育つ環境づくりは極めて重要です。多様な制度や施設を整え、教育・保育等の専門スタッフだけではなく、元気で経験豊かな地域の人材を活用して、見守り、育てていく社会をつくります。

(1) 子どもが健やかに育つ環境をつくります

- ① 出産費用の更なる負担軽減を図ります
- ② 妊婦健診の公費負担を拡大し、無料化を図ります
- ③ 児童手当の増額と、支給対象を所得制限なしで義務教育終了まで拡大させます
- ④ 待機児ゼロをめざし、保育園を整備します
- ⑤ 多様な内容を整えた保育施設をバランスよく整備し、24時間対応可能な保育環境を整えます。認可、認証保育施設等への補助金の確保、安全管理体制を拡充します
- ⑥ 子育て相談・子育て広場・支援センター等を地域に設置し、専門スタッフとともに、地域の経験豊かな活力（熟年者等のマンパワー）を地域力として発揮できる環境を整備します
- ⑦ 民間活力を生かして多様な保育サービス（夜間、延長、病時、病後、一時、休日、年末年始）を充実させます

- ⑧ 発達障害者も含め心身障害児の自立支援、社会参加、就労支援を充実させます
- ⑨ 小・中・高校生の放課後、休日の居場所・遊び場の確保を充実させ、安全・安心の環境づくりを進めます
- ⑩ 中学校にもCAP講習会を拡充します
- ⑪ わくチャレの中学校版の実施を進めます
- ⑫ 子ども総合センターの建設を推進します
- ⑬ 母子生活支援施設「葛飾区ふたば荘」の建て替えを推進します
- ⑭ ひとり親家庭の自立のための経済的支援を進めます
- ⑮ 児童のショートステイ、トワイライトステイ事業を推進します
- ⑯ 子どもの歯科検診とむし歯予防を推進します

(2) 子どもたちに夢を与える施設の整備をはかります

- ① 遊び、学習、親子のふれあいなどを網羅した仮称「こども遊学科学館」の建設を進めます
- ② 全天候型広場を整備します
- ③ 職業擬似体験のできる施設づくりを進めます

6. 活力と魅力ある都市基盤整備を推進

東京は、首都として政治、経済、文化など多くの機能が集積し、日本の発展を牽引してきました。一方、いまだに東京は慢性的な交通渋滞や通勤混雑、都市型水害、環境問題など数多くの課題を抱えています。

これらの課題を解消するため、災害に強く、快適で効率的な都市をめざし、都市計画道路の整備や連続立体交差事業、人に優しい歩行空間、防災と憩いの場としての公園などの整備を推進する必要があります。

(1) 歩いて暮らせるまちづくり

- ① 葛飾区の道路・交通機関等のバリアフリー整備計画を着実に推進します
- ② あんしん歩行エリア整備事業を推進します
- ③ 歩道勾配改善事業を、区道と区道だけでなく、区道と都道、区道と国道、都道と国道の各交差点においても実施します
- ④ 都市計画道路の整備を推進します
- ⑤ 南水元土地区画整理事業を推進します
- ⑥ 駅のバリアフリー化を推進します
- ⑦ 幅員の広い道路の横断を歩いて渡りやすくできるように信号機のシステム改良等を進めます
- ⑧ 信号で渡りきれないような幅の広い横断歩道には、交差点中央に安全プラットホームを設置します

(2) 鉄道の通勤混雑・「開かずの踏み切り」の解消

- ① 地下鉄8号・11号の延伸や新交通システムの整備を促進します
- ② エイトライナー、メトロセブンの実現化へ向けた取り組みを推進します
- ③ 京成線の連続立体交差化事業の推進で、開かずの踏切対策を強力に推進します

(3) 円滑な道路交通の整備

- ① バスの停留場への屋根設置の促進と、照明式停留場拡大など都市生活環境としてのバス停留場の位置づけを明確にして整備支援を図ります
- ② 交通不便地域の解消のため、コミュニティバスなどのバス交通網の整備を推進します
- ③ 駅前駐輪場を整備します

(4) 再開発事業の推進

- ① JR金町駅南口駅前再開発や東側南北通路拡幅を推進します
- ② 葛飾区を眺望できる展望フロアづくりを図ります
- ③ 新宿6丁目地域の再開発を推進します
- ④ 駅南北自由通路の実現など新小岩駅周辺地区の街づくりを進めます
- ⑤ 高砂駅周辺の街づくりを進めます
- ⑥ 立石地区防災生活圏促進事業を進めます
- ⑦ 四つ木地区街・東四つ木地区・堀切地区・青戸6・7丁目地区・東立石4丁目地区の街づくりを促進します

(5) 人にやさしい交通環境の整備

- ① ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、青戸・亀有コミュニティーゾーンの整備をはじめとする、人にやさしいまちづくりを推進します

7. 日本をリードする地域・経済活力の発展

日本経済は回復基調にあるとはいっても、地域経済はまだまだ厳しい状況が続いています。「地域活力」を形成するには、まず地域経済を立て直すことが求められます。そのためには、日本経済の成長のエンジンとして役割を担ってきた中小企業への支援、新事業展開への支援、キャリアアップや就労支援への取り組みを強化しなければなりません。そして文化芸術活動への支援なども同時に進めながら、日本をリードできる新たな「地域活力」を創出します。

(1) 地域産業の活性化で「地域活力」を高めます

- ① 中小・ベンチャー企業の起業と安定化、さらに海外展開を支援します
- ② 各種融資制度を「利用しやすい」という視点から見直しを進めます
- ③ 産・学・公の連携を強化し、雇用のバックグラウンドの充実をはかります
- ④ 東四つ木の「工場アパート」事業を当初の事業目的にかなうよう、柔

軟な対応策を講じます

- ⑤ 商店街への振興策を講じます
- ⑥ 就労斡旋事業については「しごとセンター」や「青戸ワークプラザ」「ワークスかつしか」「仕事発見プラザかつしか」などのネットワーク形成により、フリーターやニートなど若年層、中高年層の雇用推進を図ります
- ⑦ 65歳継続雇用を促進します
- ⑧ 葛飾オリジナルの製品の製作・ブランド創出支援事業を推進します
- ⑨ 葛飾観光プランを推進します

(2) 農業の支援を促進します

- ① 優良農地の保全をはかり、都市農業の育成と発展を促進し、地域野菜のブランド化事業を推進する等各種支援を充実させます
- ② 都市農地の保全を図る方針の明確化や都市計画法、生産緑地法などを見直すとともに、相続税、贈与税の納税猶予制度を堅持します
- ③ 農業特区制度の活用等で、農業者、農業後継者の育成・支援を促進するとともに、付加価値の高い農産物を生産するための新技術の導入や自主的な研究を支援し、農業技術の改善・向上を図ります
- ④ 生産緑地制度における「買い取り申し出制度」の活用を積極的に進めます
- ⑤ ふれあいレクリエーション農園や体験型農業の拡充を図ります

(3) 区民が誇れる文化・スポーツを振興します

- ① 「文化芸術振興条例」を制定し、伝統文化の保護と振興をめざします
- ② 葛飾区に縁のある人材を登録する・仮称「アーティストバンク」を創設し、作品の保護、文化芸術の指導、継承発展等を図るとともに、活動の場の提供を図ります
- ③ 葛飾発文化イベントの実施します
- ④ 大学の誘致を図ります
- ⑤ 文化芸術の国際交流を推進します
- ⑥ 生涯スポーツの振興を図るとともに、水元フィットネスパーク構想の実現をめざします
- ⑦ 青少年の健全化をめざし、地域総合型スポーツクラブの推進を図ります
- ⑧ スポーツ人材バンク制度を拡充します
- ⑨ プール熱やクリプトスポリジュウムから区民を守る、安全なプールに改良を進めます
- ⑩ 地域の公共施設等を活用して在留外国人との交流の機会をつくり、交流を進めます
- ⑪ 海外の友好都市との文化交流、スポーツ交流を推進します
- ⑫ 奥戸の温水プールの通年化をめざします

8. 無駄ゼロ作戦で行革推進

少子高齢化が進むなか、限られた財源を活用し、多様化する住民要望に即応した最適なサービスの提供を独自に進めていくには、財政基盤の充実が不可欠です。そのためには徹底した行政改革を進め、簡素で効率的な自治体経営を確立することが必要です。

行政の無駄を厳しく排除するとともに、財源を効果的に活用できる手法の導入を進め、財政規模を拡大させなくても、将来に向けての必要な投資的経費を確保できる財政体質を確立し、行政サービスのさらなる向上と安全・安心のチェック機能の整備を進めていきます。

(1) 地方主権の確立を進めます

- ① 都区財政調整制度の改革を進めます
- ② 地方分権の推進と、それに関連する税財源の確保を図ります

(2) 行財政改革を進めます

- ① 行政施策の再構築や行政コストの引き下げをさらに進めます
- ② 官民が競争する市場化テストの導入を推進します
- ③ 民間活力を適切に活用することで、低廉で良質な行政サービス、行政と民間との役割分担、事業機会と雇用の創出を図ります
- ④ 民間団体のノウハウや活力を行政事務に生かします
- ⑤ 多世代が集い、学び、交流できる公共施設づくりを進めます
- ⑥ ユニバーサルデザインに配慮した公共施設づくりを進めます
- ⑦ 職員の資質向上をめざし、研修内容を充実します
- ⑧ 公務員定数の削減を進めます

(3) 情報公開を一層進めます

- ① 行政情報の原則公開を進めます
- ② 葛飾区のホームページの機能の充実を進めます

(4) 行政事務のIT化と公会計制度の見直しを進めます

- ① 行政事務のIT化を進めて事務の簡素化・効率化を図り、ワンストップサービスを実現します
- ② 会計制度に発生主義に基づく、複式簿記方式の会計制度を導入し、区の財政状況を把握・開示することを通じ、経営改革を進めます

(5) 選挙開票事務の迅速化をはかります